平成２５年（フ）第１０３号
札幌市北区篠路５条９丁目７番10号　パークステラ一番館１号
破産者　齋藤　慶志
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２３号
仙台市太白区西中田１丁目15番31号、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目24番71号
破産者　田村　美加
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三塚51番地８
破産者　阿部　秀逸
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３３号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三塚51番地８
破産者　阿部　曜子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６６号
宮城県名取市植松１丁目４番37―103号　アーバンハイツ名取、従前の住所宮城県名取市植松２丁目４番16―１号
破産者　千葉　　稔
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７０号
仙台市青葉区川平３丁目17番８号　レオパレス第３―103
破産者　阿部　利徳
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
山形県西置賜郡白鷹町大字浅立3963番地
破産者　寒河江　薫
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１４２号
福島県郡山市台新２丁目22番12号
破産者　二階堂和彦
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
川崎市多摩区登戸159番地　グランメール202、前住所東京都板橋区前野町５丁目38番５号　読売新聞北前野出張所301
破産者　益永　敏夫
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
川崎市幸区古市場1828番地１　メゾン・ユウ102
破産者　山崎　亮輔
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８号
川崎市川崎区日進町37番地３　日進町住宅310、前住所川崎市川崎区渡田１丁目13番１号　福島ビル202
破産者　柳本　要子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９２５号
名古屋市名東区亀の井１丁目174番地の３　オルバス星ヶ丘203号
破産者　近藤　錠二
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３７号
名古屋市名東区貴船２丁目705番地　ヤングビレッジ２　４Ｆ号
破産者　片桐　宏一
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４７４号
名古屋市西区清里町69番地の89　市営比良荘東２棟405号
破産者　稲垣　美奈（旧姓木村）
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４８８号
名古屋市緑区鳴海町字上ノ山11番地の９　上ノ山団地２棟504号
破産者　山本　美香
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５４５号
名古屋市中村区大秋町４丁目56番地の１　ティースクエア本陣203号、住民票上の住所愛知県瀬戸市下陣屋町108番地の１
破産者　松永昌訓こと　金　　昌訓
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７８５号
大阪府柏原市平野２丁目14―25―100、開始決定時の住所大阪府柏原市山ノ井町６番14号
破産者　早川　裕久
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８８号
大阪府池田市渋谷１丁目３番24―202号
破産者　田中　光廣
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部